平成２３年１１月１０日開会

平成２３年第４回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

平成23年第4回 鳥取県西部広域
行政管理組合議会定例会会議録

～～～～～～～

議 事 日 程

平成23年11月10日　午後2時開議

第　1　会議録署名議員の指名

第　2　会期の決定

第　3　議案第12号　専決処分について（損害賠償の額の決定について）

議案第13号　専決処分について（平成２３年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第１回））

議案第14号　平成２２年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計等の決算認定について

第　4　組合事務一般に対する質問

第　5　議案第12号～議案第14号

～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

議事日程第1～第5

～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員 （１６ 人）

1番　野坂道明	2番　渡辺穣爾	3番　渡辺照夫
4番　笠谷悦子	5番　石橋佳枝	6番　伊藤ひろえ
7番　遠藤　通	8番　松下　克	9番　平松謙治

10番	橋井満義	11番	野口俊明	12番	足立喜義
13番	長谷川盟	14番	村上正広	15番	佐々木秀明
16番	日野尾優				

～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（　０人）

～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

管理者	米子市長	野坂康夫	副管理者	日吉津村長	石操
副管理者	大山町長	森田増範	〃	南部町長	坂本昭文
〃	伯耆町長	森安保	〃	日南町長	増原聡
〃	日野町長	景山享弘	〃	江府町長	竹内敏朗
〃	米子副市長	角博明	教育長		北尾慶治
事務局長		安田秀樹	消防局長		桑名強
事務局次長兼総務課長		足立信二	消防局次長兼総務課長		亀尾崇
事務局次長 兼環境資源課長		末吉孝博	事務局施設課長		斉木豊司
事務局主査兼総務課入札 財政係長		神庭千秋			

～～～～～～～～～～～～

事務局の職員

事務局総務課企画調整係長（議会事務担当）	黒見恭成

～～～～～～～～～～～

午後 2 時 00 分　開会

○議長（渡辺照夫）　これより、平成２３年第４回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～

諸　般　の　報　告

○議長（渡辺照夫）　日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第２９２条において準用する同法第１２１条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果については、お手元にその写しを配布しておりますのでご了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

次に議会閉会中に、組合議会委員会条例第８条第１項により、議会運営委員及び各常任委員の選任を行いましたので、ご報告いたします。

まず、議会運営委員につきましては、４番、笠谷議員、７番、遠藤議員、９番、平松議員、１０番、橋井議員、１５番、佐々木議員、以上５名の議員を指名し、選任いたしました。

次に、総務消防教育常任委員につきましては、２番、渡辺穣爾議員、４番、笠谷議員、７番、遠藤議員、８番、松下議員、１０番、橋井議員、１１番、野口議員、１２番、足立議員、１５番、佐々木議員、以上８名の議員を指名し、選任いたしました。

次に民生環境常任委員につきましては、１番、野坂議員、３番、渡辺照夫、５番、石橋議員、６番、伊藤議員、９番、平松議員、１３番、長谷川議員、１４番、村上議員、１６番、日野尾議員、以上８名の議員を指名し、選任いたしました。

また、本日、議会開会前に開催されました議会運営委員会におきまして、正副委員長の互選が行われました結果、運営委員長に遠藤議員、副委員長に佐々木議員が決定した旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

第１　会議録署名議員の指名

○議長（渡辺照夫）　それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第４７条の規定により、５番、石橋議員及び１４番、

村上議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～

第２　会期の決定

○議長（渡辺照夫）　次に日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

第３　議案第１２号～議案第１４号

○議長（渡辺照夫）　次に、日程第３、議案第１２号から議案第１４号までの３件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇）　ただ今、一括ご上程をいただきました、議案第１２号、議案第１３号及び議案第１４号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第１２号は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、平成２３年１０月１３日に専決処分をいたしました公務中の交通事故に対します損害賠償の額の決定について、ご報告を申し上げ、ご承認をお願いするものでございまして、事故の概要につきましては、平成２３年８月１９日、日吉津村富吉８８９番地２先の国道４３１号上におきまして、消防職員が公務のため公用車を運転中、周囲の状況に気を取られ、交通渋滞のため停車していた普通乗用車の後部に追突し、損害を与えたものでございます。

その結果、相手方との示談に基づき、過失割合を組合側を１００といたしまして、相手方に対します損害賠償の額を６５万４，１９８円としたものでございます。

続きまして、議案第１３号は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、平成２３年１０月１３日に専決処分をいたしました、平成２３年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算の第１回補正について、ご報告を申し上げ、ご承認をお願いするものでございまして、今回の補正は、議案第１２号の消防局公用車の交通事故に係ります相手方への損害賠償金を予算措置いたしたものでございます。この補正に係る財源といたしましては、自動車損害共

済災害共済金を計上いたしております。

その結果、歳入歳出それぞれ、６２万４，０００円を増額し、補正後の予算総額を５８億４，８９１万円といたしております。

続きまして、議案第１４号は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、平成２２年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計及び鳥取県西部ふるさと振興事業特別会計の決算を議会の認定に付するものでございまして、去る８月３１日に村山、渡辺両監査委員のご出席をいただき、関係諸帳簿、並びに証拠書類をもとに、慎重審査をいただいたものでございます。決算の詳細、並びに審査の結果につきましては、お手元に配付いたしております決算書のほか、歳入歳出決算等審査意見書、決算に係る主要な施策の説明書及び歳入歳出決算に関する説明書をご参照いただき、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上、各議案につきまして、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

第４　組合事務一般に対する質問

○議長（渡辺照夫）　それでは、日程第４、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

野坂議員。

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　１番、野坂議員。

○１番（野坂道明）　それでは、今後のごみ処理及び焼却灰の処理体系についてお尋ねします。

はじめに、平成２８年度以降のごみ処理計画についてですが、鳥取県西部圏域の可燃ごみ処理計画では、２３年度の大山町の暫定受入れと２８年度からの境港市、それ以外の各町５施設の可燃ごみを３４年度から米子市クリーンセンターで一括処理する、その予定であります。

計画が現段階で、予定となっているのは、どのような理由によるか、この点についてお聞きします。

○議長（渡辺照夫）　野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）　平成２３年度以降の可燃ごみ処理計画についてでございますが、各町の施設が平成３４年度から米子市クリーンセンターに委託する予定という表現になっていることにつきましては、平成３４年度は概ね１０年後でございまして、現段階では各町の施設の延命化の見通しが確定しないため、予定という表現になっているところでございます。

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　まず、各町の施設の延命化の期間が確定していない、概ね１０年だから確定していないので、との答弁でしたけども、時期の前後はあるにせよ、米子市クリーンセンターに委託するのは、間違いないのか。委託するということなのか。

もう１点、３４年度より前に、前倒しになる可能性もあるのか。この２点についてお尋ねします。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　まず１点目の平成３４年にする予定に間違いないかというお尋ねでございますけども、この広域化計画を策定するにあたりまして、基本的に３４年度以降は、一括して焼却溶融をするということでクリーンセンターの地元の方々にも説明をしてまいっておるところでございまして、これは、そういった計画によるということで考えております。

それから、２点目でございますが、万一にそれ以前に、というお尋ねでございますけども、これは現段階では想定はしておりませんけども、万一にそういった事態が生ずればですね、それはそのときに、きちんと協議させていただくということで、考えておるということでございます。

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　３４年度以降は、クリーンセンターの方で一括処理するという答弁でありました。

この広域のごみ処理に関しては、過去に焼却施設を建設する計画がございまして、これは凍結中だ、ということになっております。今までこの可能性というのも完全には否定されていない。選択肢の一つだというような説明もされているわけですけど、建設計画は、もう一切、これは中止ということでよろしいですね、確認しておきます。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　西部圏域における可燃ごみの広域化計画につきましては、米子市クリーンセンターの更新にあわせて、最終的には、平成４４年度を広域化の最終目標としておりますことは、ご承知のとおりだと思います。

米子市以外の市町村につきましては、それまでの間、以前の計画では、平成２３年度に可燃ごみ焼却施設を建設して対応するという計画が確かにありました。

その後、平成２８年度以降の可燃ごみ処理計画の検討にあたりまして、新焼却施設を建設する可能性も含めまして、様々な角度から協議を進めてまいったわけでございますけども、現時点におきましては、平成２８年度から境港市が焼却をすると、そして平成３４年度からは、その他の町が入れるということで、この新施設の建設に代えまして米子市クリーンセン

ターへ焼却溶融委託をするという計画で合意案はまとめられたというふうになっております。

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　今回の平成２８年度以降のごみ処理計画で、境港市の委託という説明がありまして、その際にこの計画書も示されているわけですけど、３４年度以降のね。この点についてね、予定という解釈で、要するにクリーンセンターに委託搬入するのか、しないのかも含めて予定というふうに理解されている自治会もあるわけですね、地元自治会がですね。

要するに、入れるというのが確定してて、その時期的なものが前後するっていうだけの予定ということであれば、私はこの点について、もうちょっときちんとね、説明する必要があると思いますよ。必ずしも、地元自治会の方は、そのような理解はされてませんよ。その点、必要があるんじゃないですか。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　本計画の内容につきましては、地元の方々には、ご理解をいただけるように丁寧に説明してまいりたいと考えておりますので、そのへんをご理解いただきたいと存じます。

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　ここでは、もうお願いだけしておきます。計画書に書いてあるということでは説明になってませんので、しっかりとその点も含めてですね、この計画の理解に、食い違いの無いように、お願いしたいと思います。

エコスラグセンターの現状と今後のあり方についてお尋ねします。

下水道汚泥の資源化などによってエコスラグセンターへの焼却灰の搬入量が減少しております。不燃残渣とスラグ化ですね、これはどのような状況なのかお尋ねします。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　エコスラグセンターにおける不燃残渣のスラグ化につきましては、平成２２年度の実績について申し上げますと、不燃残渣の発生量３，８９６トンに対しまして、エコスラグセンターで処理し、スラグ化いたしました量は１，８２８トンとなっております。

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　これもですね、未処理の不燃残渣が増えているというような話も聞きますので、この点もですね、しっかりと対応をお願いしたいと、こんなふうに思います。

次に、今般示されました鳥取県西部圏域の可燃ごみ処理計画によればですね、大山町の２３年からの暫定受入れに続いて、先ほど言いました２８年度からの境港市、３４年度以降は残りの町村、という計画になっております。

そうなりますと、エコスラグセンターに搬入する焼却灰がなくなるということになりますね、この点、エコスラグセンターの今後の稼働について、どのようなご見解なのか、お尋ねします。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　今後のエコスラグセンターの稼働につきましてでございますが、平成２８年度以降の可燃ごみの処理計画を、現在、米子市クリーンセンターの地元自治会等と協議中でございます。この地元自治会等との協議が整いましたら、可燃ごみ処理計画が決定となると、その後、エコスラグセンターにつきましても、その取扱いの方向を決定していくということになりますので、申し訳ございませんが、その時点までは、答弁は控えさせていただきたいと存じます。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　下水道の汚泥処理方針と会計検査、２０年の１２月の会計検査の指摘事項の対応について、お尋ねします。

現在、西部広域の構成市町村では、下水道汚泥は一部を除いてすべて資源化されております。今後の処理方針について、西部広域としてどのように理解されているのか、この点について、見解をお尋ねします。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　次に、おっしゃいますように、下水道汚泥の処理方針についてでございますが、公共下水道汚泥処理の事務につきましては、当組合の共同処理事務としては、含まれておりません。従いまして、その処理方針につきましては、私どもの方から申し上げられるのは、各市町村でご判断していただくというふうに考えております。

また、エコスラグセンターは、国費返還だけの問題ではございませんので、西部圏域全体のごみ処理方針とリンクしております。どのような方針で今後望むかということにつきましては、当施設は、当組合の所管施設で間違いございませんので、その取扱いについては、当組合において決定すべきものでございます。とは思いますが、その取扱いにつきましては、各構成市町村の廃棄物の処理方針と密接な関係があると考えております。

従いまして、エコスラグセンターの今後の取扱いは、まずもって平成２８年度以降の可燃ごみの処理計画や各構成市町村の下水道汚泥の処理方針とあわせまして、今後、構成市町村と十分に協議をさせていただいたうえで、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　答弁になってませんよね。

各市町村の判断とのことですけどね、エコスラグセンターは、下水道汚泥の共同処理施設としてもね、位置付けられているわけですよね。西部広域の施設ですよ。その施設の存廃に関わる重要な問題であって、仮に新しい処理施設を建設するんであればですよ、最低でも１０年からの期間が必要になってくるわけですよね。

下水道汚泥だけの焼却施設を作るのかっていうも、これは非現実的である。先ほど、可燃ごみの処理施設は、４３年までクリーンセンターが受け持つと、こういうような答弁がありましたね。

となってくると、総合的に協議、検討といっても、どこの部分が検討の余地があるのか、いかにも、どういうんでしょう。もう少しですね踏み込んだ答弁、方向性を示していただかないと、非常に重大な懸案ですからね、この点は十分に、適切な報告をお願いしたいと思いますね。

ひとつ確認しておきますけど、下水道汚泥に関していえば、先ほど言いましたけどね、下水道汚泥だけでも、焼却施設、エコスラグは単独の溶融施設ですから、焼却施設っていうのは、可能性としてもあるんですか。

○議長（渡辺照夫）　末吉環境資源課長。

○環境資源課長（末吉孝博）　エコスラグセンターにつきましては、ご指摘のとおり、溶融施設でございます。

従いまして、現状では、単独の焼却施設とすることはできません。

○議長（渡辺照夫）　もう一度ですか。

○１番（野坂道明）　いや、議長。

○議長（渡辺照夫）　はい、野坂議員。

○１番（野坂道明）　ちょっと、答弁がわからなかったんですけど、ちょっと。

○議長（渡辺照夫）　では、もう一度。末吉環境資源課長。

○環境資源課長（末吉孝博）　エコスラグセンターが焼却施設となるかという質問でしょうか。

○１番（野坂道明）　ちょっと、議事。

○議長（渡辺照夫）　はい、野坂議員。

○１番（野坂道明）　あのね、エコスラグセンターが焼却施設になるかとか、そんな話を聞いているんじゃないんです。それは、私も理解している。

あそこは溶融施設ですよね、ですから、灰を持って入るためには焼却施設を作らなダメでしょ。今までの質問を聞いておられますか。

下水道汚泥を、今資源化に回してて、エコスラグに入っていく灰が３４年度以降なくなってくることを踏まえて、であれば、下水道汚泥を焼却する施設単独でも、可能性としてあるのかと聞いているんですよ。

○環境資源課長（末吉孝博）　議長。

○議長（渡辺照夫）　末吉環境資源課長。

○環境資源課長（末吉孝博）　下水道汚泥の、焼却灰であれば、溶融は可能であると考えます。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　えっと、エコスラグセンターに焼却灰を持って行くためには、焼却を別の場所でしないといけないですよね。で、今、米子市の焼却施設は、修理にかなりのお金がかかるということで停止してますよ。

ただ、これをもう一回修繕して再度使っていくということもね、米子市議会では答弁されているんですよ。可能性の一つだと。いろんな可能性は否定しないという答弁をされてきているんですよ、今まで。

で、それらを踏まえて、エコスラグセンターを稼働していくためには灰が必要なわけですから、下水道汚泥の処理方針というものをどうするかという観点から、汚泥処理の焼却施設を、単独でも作る可能性というのがあるのか、あるいはそれを否定されるのか、ということですよ。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　下水道汚泥の焼却等につきましては、まず、構成市町村、自治体の業務であるということが前提でございます。その後に、その焼却灰をエコスラグセンターに搬入して溶融してということになりますと、当然これは、西部広域の所掌範囲となると考えておりますけども、まず、そこのところの、下水道汚泥そのものの処理方針というのは、一義的には各構成市町村で方針決定をいただくということに、私考えております。

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　要するに、下水道汚泥は、各市町村の事務だと。それで、共同処理するためにエコスラグ作ったんじゃないんですか。そうでしょ。

だから、要するに、構成市町村が合意をして、エコスラグセンターで下水道汚泥を処理しようということで合意をして作ったんじゃないんですか。で、一義的には市町村の判断だと言われますけど、どこかで取りまとめて、方針を出していかないと、答弁一つできないんじゃないですか。違うんですか。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　エコスラグセンターの設置目的としては、焼却して、その焼却灰を減量化等に沿うように建設されたと考えておりますけども、下水道汚泥の処理につきましては、その後、コンポストなり、あるいはセメント原料化なり、様々な取り組みが、その後生じたということで、

（「その後じゃないぞ、その前からだぞ」と呼ぶ者あり）

そういうふうに考えておりますが、間違いがあればちょっと、

（「最初から入れてないところがあるでしょ」と呼ぶ者あり）

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　ま、整理してください。答弁も出てこないでしょ。要するに、はっきりしてくださいということなんですよ。いずれにせよ、はっきりした形で、方針をもって地元にも説明していただきたいし、あれもある、これもある、最終的に期限が迫ってきたら、こうですっていうような、なし崩し的な地元説明では、いけないと思いますよ。

次に、最終処分場の延命化と建設計画についてお尋ねします。

最終処分場の長期埋立計画に対して、現状はどのように推移しているのか。

また、もう１点、今後の最終処分場の埋立期間、利用限度をあと何年程度と考えておられるのか、この点についてお尋ねします。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　最終処分場の長期埋立計画の現状でございますが、現在の最終処分場の長期埋立計画は、エコスラグセンター及び米子市クリーンセンターから排出される溶融スラグを、それぞれ５０％を埋め立てるものとしております。それによりますと、平成３４年度を利用限度と考えております。

しかしながら、平成２２年度の実績を申し上げますと、エコスラグセンターにおきますと約６５％、米子市クリーンセンターにおきましては１００％となっております。現状のまま推移すると仮定した場合には、最終処分場の利用限度は、およそ１年程度延びると、いうふうに考えております。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　次に、新たな最終処分場建設の検討がね、急務だと考えるわけですね。現在どのような取り組み状況なのか、この点についてお尋ねします。

また、最終処分場の立地、形態、その建設の期間ですね、これらはどの程度と認識されているのか、お尋ねします。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　新たな最終処分場の建設の取り組み状況についてでございますが、最終処分場の建設につきましては、先ほどから申し上げますように、まずもって現在の広域化計画、２８年度以降の可燃ごみの処理計画を米子市クリーンセンターの地元自治会等と協議をまず整えまして、そしてその後に、エコスラグセンターの取扱いについても決定するこ

ととしております。

この結果により、最終処分場の最終的な利用限度が、ほぼ明確になってまいりますので、最終処分場も含めまして、西部圏域のごみ処理広域化計画を早急に構成市町村と協議を進めてまいりたいと、そしてそれをご報告申し上げたいと考えております。

続きまして、先ほどご質問の、最終処分場の立地、形態、期間等についてのお尋ねでございますが、他都市の事例を見てみますと、立地につきましては山間地が多いようでございます。それから、形態につきましては、最近のものにおきましては、いわゆるクローズド、いわゆる屋根等が付いたクローズド型の最終処分場が増えてきておるようでございます。

設置に要する期間につきましては、用地選定の期間や、地盤、規模等の、それぞれの、工期等も含めまして、相当の差があるというふうに考えております。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　相当の差があるじゃなくてね、最低何年ぐらい必要だと認識されているのか、ということなんですよ。それ以上の立地、想定外、想定外と言いますかね、いろんな立地はあるんでしょうけど、現実的に、どの程度が最低でも必要だと認識されているんですか。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　はい。どの程度の期間を要するかというお尋ねですが、大体平均的な事例でみてまいりますと、

（「最低」と呼ぶ者あり）

最低で申し上げると、用地選定で３年から５年くらい、工期等につきましては、地盤の状況、規模から言って、なかなか申し上げにくいんですが、３年程度を目安としております。そのほかに、アセスメント等、実施計画の策定等、建設工事、本体工事にそれぞれ２、３年程度、それぞれかかりますので、最低でも合計すると、１０年程度は、かかるであろうと考えております。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　ま、１０年でできれば、とんとん拍子というとこでしょ。

ま、その１０年ということでいけばね、もう結論を出していくのは、迫ってきているんですね。

クリーンセンターのね、このごみ処理計画の回答というのは、いつ頃を目安とされているんですか。回答を求めているのは。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　私どもの、組合の立場から申し上げるのはいかがなものかとは思

いますが、現在、地元の説明会等も３地区終わりまして、各地元におかれましては、受け入れに向けて協議が進められていると考えております。

従いまして、いつ頃までに、ということは私の方からは、ちょっと申し上げにくいということをご了解いただきたいと思います。

○１番（野坂道明）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂議員。

○１番（野坂道明）　これもね、もう期限が迫っているんですよ。先ほど、最低でも１０年かかるっていうことであればね、逆算していったって、余裕がないんですね。

この場では答えれないのか、どのような協議が、構成市町村できちんとされているのか、私は定かでありませんけど、地元の説明というところでいけばね、誠意がありませんよ。答弁も。

もうちょっとね、きちんと主体的にね、協議を重ねてでも、やっぱり方向性を示していかないといけないし、地元に対してもね、説明を尽くして、そう時間はないわけですから。もうちょっと、主体的な取り組みをしていただきたいですね。

この点を指摘して、私の質問は終わります。

○７番（遠藤通）　議長。議事進行だ。

○議長（渡辺照夫）　７番、遠藤議員。

○７番（遠藤通）　今の野坂議員と当局のやり取りを聞いとって、局長の方が、自分の立場では答弁ができませんなんっていうような答弁をしておるんですね。なんでできないんですかね、正管理者も副管理者もお揃いになっとる最中で、正管理者は米子市のクリーンセンターの施設責任者だ。そういう状況がありながら、なぜ局長だけの答弁で、答弁できない者の答弁で終わらせてしまっとるんだ。

きちっとした、議会を通じて、説明をされる責任があるんじゃないんですか。私も米子市の市会議員だけども、米子市でこの問題を聞くと、それは広域がおやりになってらっしゃいまして、という話が出とる。広域でこう聞くと、それは米子市が、おやりにと、こうなっとる。一体、どこで接点があっとるんだ。同一人間がおられるはずなのに、なんでそんな話が出とるんだ。いっつも、常々そう私は、不信をもって見とるんだ。そろそろ年の瀬も来たわけでありますから、このへんあたりで、例えば進展状況なり、見通しなり、今、野坂議員の質問にあったように明確に全議員にわかるように、議長、説明をしていただくことが本来の趣旨じゃないんですか。いかがですか。

○議長（渡辺照夫）　説明できますか。やっぱり、されないといけないんじゃないですか。

○事務局長（安田秀樹）　議長。

○議長（渡辺照夫）　安田事務局長。

○事務局長（安田秀樹）　申し訳ありません。私の口からご説明ができないという主旨は、今の、地元説明会をさせていただきまして、地元のいわゆる対策委員会の中で、役員会、今後の総会を予定されておられると、それを、私どもは見守らせていただいているということ

でございます。

そういう主旨で、今はいつまでって言うことは、申し上げることはできないという主旨で申し上げた次第でございます。

○７番（遠藤通）　議長。

○議長（渡辺照夫）　遠藤議員。

○７番（遠藤通）　なんで、管理者、あんた黙っていらっしゃるんですか。地元の対策委員会があって、地元の対策委員会の総会という機関の決定の方法もあるけれど、私が問うておるのは、野坂議員の質問に対しての答弁が十分でないと問うておるのは、野坂議員が質問すると、それは今、安田事務局長が言ったけど広域で話をしておりますという話でしょ。広域で話をしちょうけど、実際にその広域で地元の皆さん方ときっちり話をまとめて見通しをつけますという話に聞こえてこないわけだ。

肝心のクリーンセンターの施設運営者は市長なんだ。市長に今度聞くと、それは広域で進めてらっしゃいますなんて、外れたような答弁がいっつも繰り返される。

一体、誰が責任をもって最終的に、いつの時点で決めるんですか、ってことが我々は説明するのに説明できない。

今、松下議員がここへ来られて、最初に地元の話決まったかいな。いや、わからんですわ。今、返事しとらん。

議員でさえも、そんな状態。だったら、今、どういう進展状況なのか、広域としてはこういうふうな見通しを立てて、どういう形で進む。米子市としては、それを受けて、どういうふうにするのか。進展状況というだけでも、きちんと議員各位が理解できるような形で、報告を求めていただかなければね、中途半端な状態でいつもおったって、いけんじゃないですか。どうなんですか議長。確認してください。

○議長（渡辺照夫）　答弁きちんとできますか。これは、広域で計画されておるわけですから、広域の管理者としてきちんと答弁されんといけませんわね。

暫時休憩します。

休憩　午後２時４２分

再開　午後２時５３分

○議長（渡辺照夫）　再開します。野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）　この可燃ごみ処理計画に沿ってですね、米子市のクリーンセンターの活用について地元の対策委員会と協議をしておるところでございまして、これは、米子市長として答えさせていただきたいと思うんですけども、細かい交渉というか、協議の経過はちょっとここに持ってきておりませんけども、対策委員会の幹事会とかですね、各地区ごとでの、３つ自治会があるんですけども、３つの自治会にそれぞれご説明させていただいております。

そういう中で、まだ最終的な結論をいただいておりません。できるだけ早くとは思っておりますけども、鋭意地元の皆さんと協議をしてですね、ご了解を得たいということで、今進めているところでございます。

また、結果が出ましたら、ご報告させていただきたいと思います。

○７番（遠藤通）　議長。もう一遍、議事進行。

○議長（渡辺照夫）　遠藤議員。

○７番（遠藤通）　今、市長としての発言だということで答弁があったけれども、３自治会と言われたけども、これ誤解を招くので３校区ということでね、３つの自治会という小さな単位じゃなくて、３校区にまたがる大きな地域の自治会の代表が、３つあるということですからね。

問題は、地元に話をしておられると言うけど、我々が議会で聞いても、広域の話だっていうやなことで、具体的な見通しについては、確信を持った答弁をあなたはされていないわけなんだけども、いつ頃までに地元との見通しを立てられるんですか。それが、今日集まっている広域の皆さん方の心配事じゃないんですか。

米子市長として、こういう計画の方針は絶対にやりますと、だけども地元の合意としては、いつ頃に見通しを立てますと、この２つの返事が見えてくれば、皆さん方安心されるんじゃないですか。私も安心しますし、それが、見えないってことなんですよ。

○管理者（野坂康夫）　議長。

○議長（渡辺照夫）　野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）　この問題についてはですね、地元の皆さん方に了解していただけなければ、できない話でございますんで、そういう意味で、できるだけ早くとは思っておりますけども、鋭意、今、地元の皆さんと協議させていただいているところでございます。

もちろん、米子市長として答弁すべきところについては、米子市議会では、お答えさせていただいておりますけども、西部広域に関することにつきましては、米子市議会でなかなかお答えしにくいところは、あるかもしれないと思います。

○議長（渡辺照夫）　以上で、通告による一般質問は終わりました。

他にないものと認め、一般質問を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

第５　議案第１２号～議案第１４号

○議長（渡辺照夫）　次に、日程第５、議案第１２号から議案第１４号までの３件を一括して議題といたします。

これより、３件に対する質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫）　別にないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、３件の議案のうち、議案第１２号及び議案第１３号については、総務消防教育常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案第１４号については、７名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫）　ご異議なしと認め、そのように決しました。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、組合議会委員会条例第８条第１項の規定により、１番、野坂議員、４番、笠谷議員、６番、伊藤議員、８番、松下議員、１１番、野口議員、１２番、足立議員、１３番、長谷川議員、以上７名の議員を指名し、選任いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

休憩　午後２時５６分

再開　午後３時４６分

○議長（渡辺照夫）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、ご報告いたします。先ほど休憩中に、正副委員長の互選が行われました結果、総務消防教育常任委員長に橋井議員、副委員長に笠谷議員が、また、民生環境常任委員長に野坂議員、副委員長に長谷川議員が、また、決算審査特別委員長に伊藤議員、副委員長に松下議員がそれぞれ決定した旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより、３件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

はじめに、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。橋井委員長。

○総務消防教育常任委員長（橋井満義）　はい。議長。

○議長（渡辺照夫）　橋井委員長。

○総務消防教育常任委員長（橋井満義）（登壇）　総務消防教育常任委員長の橋井でございます。先ほど開催いたしました本委員会におきましてご報告をさせていただきます。

総務消防教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案２件につきまして、先ほど委員会を開催いたし、審査をいたしました結果、まず、議案第１２号、専決処分について、損害賠償額の決定については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議案第１３号、専決処分について、平成２３年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会

計補正予算、補正第１回につきましては、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

なお、消防車両の事故につきまして、今後は徹底した安全運転に取り組むよう、職員に教育をするなど、消防局においては、そのような対応を十分にとることなどの意見がありましたことを申し添え、以上で審査の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（渡辺照夫）　次に、決算審査特別委員会の審査報告を求めます。伊藤委員長。

○決算審査特別委員長（伊藤ひろえ）　はい。議長。

○議長（渡辺照夫）　伊藤委員長。

○決算審査特別委員長（伊藤ひろえ）（登壇）　決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。平成２３年第４回組合議会定例会において、当委員会に付託されました議案第１４号、平成２２年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計等の決算認定について、休憩中に委員会を開き、審査いたしました結果、審査に相当の時間を要するため、閉会中の継続審査にすべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（渡辺照夫）　以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

別にないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

別にないものと認め、討論を終結いたします

これより、議案第１２号、専決処分について、損害賠償額の決定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫）　ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第１３号、専決処分について、平成２３年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第１回を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫）　ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第１４号、平成２２年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計等の決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長からは閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長の申し出のとおりに決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺照夫）　ご異議なしと認めます。

よって、本件は、閉会中の継続審査にすることに決しました。

～～～～～～～～～

閉　　会

○議長（渡辺照夫）　以上で、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成２３年第４回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後３時５１分　閉会

地方自治法第２９２条において準用する同法第１２３条第２項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同　　議員

同　　議員